

平成30年第3回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成30年8月8日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第38号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について
- 第5 報告第9号 専決処分の報告について

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君							
副	町	長	佐	藤	明	美	君						
総	務	課	長	森	谷	清	和	君					
企	画	財	政	課	長	伊	田	彰	君				
町	民	課	長	元	谷	隆	人	君					
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君			
農	林	商	工	課	長	遠	藤	琢	磨	君			
建	設	課	長	渡	辺	克	人	君					
上	下	水	道	課	長	原	口	周	司	君			
会	計	管	理	者	山	内	啓	伸	君				
教	育	委	員	会	教	育	長	林	秀	貴	君		
管	理	課	長	森	谷	勇	君						
子	ど	も	未	来	課	長	山	本	正	徳	君		
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君				
図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	信	也	君
監	査	委	員	山	田	稔	君						

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	八	鍬	光	邦	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開会の宣言

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成30年第3回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（余湖龍三君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成30年第3回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案が2件、報告が1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、平成30年第3回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間とします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、坂本農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（八鍬光邦君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が2件、報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、2番、川村進君、3番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

平成30年の第3回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

議会の議案の説明の前に2、3のお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目であります。

2018年の8月5日に北海道立総合体育センター北海きたえーるにおいて、北海道命名の記念式典が5日の日に天皇皇后両陛下のご出席のもとに開催をされたところでございます。本町から私と上原議長と二人で出席させていただきましたけれども、道内の市町村長、そしてまた各界の方々含めて、およそ約2,900人の代表の方が出席されて、150年の記念式を厳粛の中にも歴史あるアイヌ民族の方々、さらにまた松前藩、あるいは若い人たちの宣言等含めてですね、今年の北海道命名150年を祝ってきたところでございます。

次に、2点目でありますけれども、先般の全員協議会、私も欠席をさせていただきましたけれども、後でまた議案の説明の中でもお話が出てまいりますけれども、この度の訓子府中学校の各部の活躍ぶりはまだ全道大会に非常に多くのチームが参加しているところでございますけれども、8月6日になりますけれども、ちょうど全員協議会の日にはKL球友、野球少年団が予選を突破し、そしてまた1回戦、2回戦勝ち上がり、準々決勝、準決勝を激戦の末に勝って、8月6日の1時から千歳のチームと決勝を戦うことになりました。私も何とか馳せ参じて応援をしたところでございますけれども、その健闘ぶりは準優勝旗をホク

レンからいただいたり、大変な感動の中でこの全道大会を参加したところでございますけれども、おそらく私どもの町のKL、少年野球チームが全道大会の決勝までいったというのは、これはじめてのことじゃないかなというふうに思いまして、心から賞賛を送るものでございます。

3点目でございます。

既に全員協議会でもお話をさせていただいた中身でございますけれども、毎年のように氾濫して被害を被っております紅葉川でございます。これはもう数度に及ぶ被災によって何度も災害復旧をしたところでございますけれども、先月、7月11日の局地的豪雨によりまして、またしても14か所、災害を及ぼしたところでございます。12日の日に開発建設部長に直接電話をさせていただいて「ぜひ見にきてくれ」と。これは現場を見なければ前へ進むことができないということも含めて見ていただきました。さらにまた7月下旬の私どもの期成会の要請の中で、北海道開発局長にも「こういう状況で本当にいいのか」ということも含めてお話をし、後に彼は今、国土交通省の北海道局長になっておりますし、その網走開発建設部長の鈴木さんが今、北海道局の地政課長に栄転されましたところから、これはやっぱりこの状況を何とか乗り越えるために、国の力を借りたいということをお願いしてまいりました。新部長の渡辺網走開発建設部長にも同席上で要請をいたしまして、今日、昼から開発建設部の幹部の方々が来られて、紅葉川の復旧工事をどのようにこれから進めていくのかということの開発としての考え方を話したいという状況になっております。いずれにいたしましても、とは言っても国の事業ですから、即、解決をしていくということになりませんので、今回、臨時議会で補正等の中でまた当座、復旧について町の補正をお願い申し上げながら事業を進めていくという考え方でございます。

それでは、今、大筋のことは申し上げましたけれども、概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、平成30年度訓子府町一般会計補正予算についてであります。

平成28年8月、平成29年7月の豪雨によって被災した、災害復旧事業を行いました紅葉川が、先月11日の局地的豪雨によりまして、再び被災したことから災害復旧費に災害復旧工事費1千万円を計上するものでございます。

次に、専決処分でございます。

一つ目は、訓子府中学校の部活動が4種目で中体連全道大会に出場決定し、野球少年団が全道大会に出場となったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

二つ目は、平成29年度繰越明許費による紅葉川災害復旧工事について、設計変更が必要となりましたが、軽易な変更のため、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

以上、提案をさせていただいております議案2件、報告1件の詳細につきましては、副町長ならびに担当課長から説明をさせていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり議場においてもクール・ビズの実施ということで、9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めて

まいりますのでよろしくお願いいたします。それぞれの体調に合わせて対応願います。

◎議案第39号

○議長（上原豊茂君） 日程第3、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書4ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の4ページになります。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるというものでございます。

今回の予算の専決処分につきましては、中体連の全道大会出場と野球少年団の全道大会出場に係る大会派遣費を専決処分したというものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により専決処分を行った平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の内容を説明いたします。

まず、第1条では、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出にそれぞれ99万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ57億7,228万8千円とするものでございます。

第2項では、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましてです。次のページの第1表のとおりになりますけれども、これについてはご覧をいただくこととしまして、内容については、7ページ以降の事項別明細の中で説明をさせていただきます。

7ページをちょっとお開き願いたいと思います。

7ページの上の表の歳入、18款、繰越金、1項、1目の繰越金では、この専決処分の補正に当たり、前年度の繰越金99万9千円を財源調整として充てるものでございます。

次に、その下の表の歳出になります。

10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業の負担金、補助及び交付金の部活動等派遣費補助金60万2千円では、これでは、柔道が7月25日から27日まで釧路市で開催、1名で引率が1名分ということで5万2千円、水泳が7月25日から27日まで江別市、生徒2名で引率が1名分、合わせて13万7千円、それとソフトボール部が7月27日から29日、石狩市で、生徒19人で引率3人分で99万6千円、男子バレー部が北見と美幌の合同チームで参加しておりますけれども、7月31日から8月2日まで札幌市、本町生徒で5名、引率2名で43万5千円、合計162万円になりますけれども、既存予算の不足分を60万2千円、今回追加するというものでございます。

次に、その下の10款、6項、1目の保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金の大会派遣費では、野球少年団が8月3日から6日まで札幌市で行われましたホクレン旗争奪第36回北海道少年軟式野球大会に出場したというもので、選手19名で指導者2名の派遣費79万6千円の2分の1の補助で39万7千円を追加するというものでございます。

ちなみに、冒頭で町長の方からご挨拶の中にもありましたけれども、これ本日まで、今、

専決した部分、競技が全て終了しておりますので、その結果について、あらためて簡単でございますけれども説明させていただきたいと思えます。

まず中学校、ソフトボール部、男子バレー部、柔道部につきましては、惜しくも1回戦、もしくは予選のブロックで敗退しております。

そして水泳部ですけれども、これは2年生の山田君が男子400m個人メドレーで3位、同じく男子200m個人メドレーで4位、そして2年生の女子の工藤さんが200m個人メドレーで5位という結果になってございます。

それともう一つの少年団の方でございまして、少年団につきましては、全部で5試合、4試合を順調に勝ち進みまして、決勝で石狩の北陽レッドイーグルスというところに惜しくも敗退しておりますけれども、結果的には準優勝という形になってございます。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。内容を確認させていただきます。

7ページの保健体育費、教育費の保健体育費、要するにKL少年団の全道大会についてですけれども、これにつきましては、今、説明ありましたように、生徒19名の指導者3名、22名ということで、総額79万6千円で半額補助ということですが、これは私も前から言っていますけれども、全道大会になりますと、要するにこれを見てもわかるように1人4万円ぐらいお金がかかって、それでかつその半額ということで1人2万円の負担を個人の生徒はしているということになります。2万円が高いのか安いのかということは別としましても、2万円を負担するということは、なかなか大変なことじゃないかと思えます。少年団というのは普段の少年団費とか活動費とかも自己負担しながら、お金をかけてやっていますけれども、やはり全道大会に出れるぐらいの努力をしているということなので、これについて、やはり部活動と同じような全額補助という方向性が必要じゃないかと思えますけれども、そこら辺の考え方をお聞きします。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、余湖議員の方からご質問がありました派遣費2分の1を全額にというご質問かと思えます。これにつきましては、過去にも触れさせていただいておりますが、スポーツ少年団は基本的には自主的な主体的な活動ということで認識をしております。経済的な問題もあるということで近年は要保護、準要保護世帯につきましては、その2分の1の負担をなくすような手立てをしているところで進めているところでございます。他の方につきましては通常どおり2分の1ということで、自主活動ということで考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 決まりがあって、そういうことだという返答は当然そのようだと思いますので、ただ現実として考えていただきたいと思います。これ今回のKLは3日間、4

日間ですから、本当に大変だったと思うんですけども、要保護、準要保護の家庭はさらにその半額を補助するという体制も確かにとっていますんで、そういう面では非常に町としても努力されているんだと思うんですけども、ただ漠然と考えても1人2万円のお金を払って全道大会に行っている訳ですから、その負担というのは要保護や準要保護じゃないにしろ、やはりかなりの経費の負担にはなっているんじゃないかと思います。これが部活動も半額してるとか、そういう現状にあるんでしたら別ですけども、中学校の部活動とか、小学校の部活動で全額補助という形がありますので、ぜひとも今、今回のことはどうのこのじゃなく、今後について、ぜひ考えを改めていただきたいということで、そこら辺について一言お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） こういう活動については、余湖議員から何回にも渡りましてお話をいただいているところで、私どももやはり少年団なりの活動、部活動も含めてなんですけど、そういう負担をやはり非常に厳しい家庭もあるということも含めまして、前段、課長が申し上げたように準要保護世帯については、その残りの分は私たちとしても負担していこうということで、社会状況を見ながら今、その辺のどこをやっているところで、さらに、前にもお話したように、私たちの補助の対象としている中身についても、近隣を含めましても、非常に内容的には充実している内容という部分もございますので、これらの社会状況も含めましてですね、今後どうあるべきかということ、当面はこのような形で私どもは進めたいと思っておりますので、余湖議員の意見も参考にしながら今後進めたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ほかに、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第38号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第38号 平成30年度訓子府町一般会計

補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第38号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

まず最初に、今回の補正につきましては、先の全員協議会でもご説明しましたが、7月11日の豪雨による紅葉川の災害について、その内容につきまして、あらためて概略を前段で説明させていただきたいと思っております。

この紅葉川につきましては、これまでに大雨がある度に、規模の大小はありますけれども、被害に見舞われてきた小河川になります。今回、前段、町長からも説明しましたが、昨年の7月16日の豪雨で被害のあった箇所を繰越予算で実施し完成したところですが、完成した直後、被災した部分の6か所を含め、この完成した部分のやられたところの6か所を含め、全14か所で被害を受けたものでございまして、今回の補正による復旧は、雨量が補助災害の基準となる時間最大20mmに届きませんので全て単独費での復旧となるというものが概要でございます。

なお、この紅葉川につきましては、今回だけでなく過去にも度重なる被害があったことから、将来、紅葉川の全体的な国営事業等による改修をも視野に入れながら、今回の修繕の工法等について開発や道とも協議しながら、ブロックの重量を重くするとか、かごのマット工法にするとか、植生土のうなど機能アップするとかという方向で進めるというものでございます。

また、今後、秋にかけての台風シーズン前までに復旧ができるように今回、臨時議会の中で提案させていただいたというものが概要でございます。

それでは、議案の具体的な内容に入っていきます。

第1条では、歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億7,228万8千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次ページの第1表のとおりでございます。これにつきましてはご覧いただくこととして、この後は事項別明細の中で説明させていただきます。

はじめ3ページをお開き願いたいと思っておりますが、上の表の歳入になります。

18款、1項、1目の繰越金では、今回の補正の財源調整として、前年度繰越金1千万円を充てるものでございます。

次に、その下の歳出です。

歳出については、12款、災害復旧費、2項、1目の農業用施設災害復旧費の事業区分、農業用施設災害復旧事業の工事請負費、紅葉川災害復旧工事では、前段でご説明しました紅葉川の14か所、それと延べ286mの災害復旧費でございまして、1千万円を予算計上するというものでございます。

以上、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の内容について、説明させていただきましたので、審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。この説明と今日、町長が言った開発局、それから道の担当部課長が来るというのと重なるときに、この1千万円を入れて工事をやった後にまた国からの何かをやるのかという、これは矛盾してないかい。おかしいんでないかい。どうですか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 前段で町長が挨拶の中で申し上げましたのは、前回の全員協議会の中でもお話しましたように、今回の災害復旧1千万円については補助対象となるものではありませんので、とりあえず単費において、町で責任持ってやると。しかし、毎年、毎年と言いませんけど、毎回ここの箇所については災害を受けているという河川でございますので、抜本的に直さなきゃならないというのも今、前段でお話しましたけれども、その方向をまだ決定はしておりませんが、開発なり道なりにこれから要請とか、どういうふうにやっていくか、どういう手法でやるか、どの事業で取り入れるかということの前段の話し合いをするという意味でございまして、これは終わらせて、この後どういうふうに事業全体をやるかということのお話し合いとか、今後の方向性を開発が来てお話をすることになっておりますので、そのことで、今回の補正は補正、この事業全体をやることは全体のことと別のことと考えていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。そうすると今の説明だと、やることはやっておいて、道と国がまたそれにやるということのように聞こえるんですけども、抜本的にやるということを行っているのであれば、何もこの1千万円を使わないで、道と国がやってくれる。そこのところへ突っ込んでいって完全なるものをやらなきゃ1千万円ただ投げたことになっちゃうんでないかという心配はないのかどうか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） これについても期限的なものございまして、例えば事業の制度、道営畑総もそうですけど、国営事業もそうですけども、例えば今回、申請とか調査をかけていっても実際に手を付けてやるようになると数年、早くても数年以上かかると。だからこの紅葉川、もし国営事業で直轄明渠等でやっていただけるようになれば、採択になるようであれば、調査、今はじまっていますけども、正式な実施設計からはじまっていくと最低でも3年とか、そしてそれから工事に入るという状況になりますんで、そこまでの間どうするんだということありますんで、これからは災害起きるかもしれませんけど、とりあえず応急の手当てという形、全線やるまでは形をつなげていくしか仕方ないんじゃないかなと思っています。そのまま放置しておいて、その5年なりね、いつ採択されるかわかりませんが、そこまで持つかという状況もありますんで、とりあえずは、それ以上被害を拡大しないために、今の状況の中で抑えて、その部分だけを復旧して行って、全体の工事やるときまでつなぐというような意味合いで考えていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。説明はわからん訳ではないけれども、抜本的にやるというときに、結局今度の上川地方の東川なんかは激甚災害に指定してもらって、8割を国が金を出してというようなやり方をすると報道されている。本町の場合はどういふふうな補助をつけてもらえるかどうかというよりも、これだったら何年経つかわからんのを待っている訳にいかないから、先にやっておくということになると、何か抜本的にやるという言い訳とは全然筋が違ってくるんでないかと思うんだけど、どうだろう。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 事業主体がどこかっていう部分ちょっと誤解してるかもしれませんが、開発なり道なりが、これが事業をやるべく責任の責任者かというところではないんですね。ただ単費ではやるには相当の事業費を要するもんですから、できれば国の補助とか、国なり道なりをお願いしてやっていくというのが今までの大規模事業の手法であって、今回、今はっきりまだ申し上げられないのは、国でやるか道営事業でやるかっていうことは、これからまだ決まっていくことになりそうですけども、今、予測とは言えませんが、憶測みたいなので、あの下台が国営事業でやっているもんですから、昔ですね、50年代に、昭和50年代にですね、だから今回も国営でやってもらおうかという算段の元で話を進めている訳ですけども、それまでは管理とかっていうのは町になりますんで、とりあえず直すのは国や道でなくて町の事業主体と。そして災害復旧というのは他の地域でも今回の激甚災害というのは激甚の場所の指定を、災害の指定をされた場合、激甚災害で、それは国の支援を受けることができるということであって、あくまでもやるのは管轄する市町村なり、道だったら道がやるべきであって、だから今回の紅葉川については管理するのが本町になりますんで、町が一義的には直すという状況で、採択するのは、採択してやってもらうのは国で直轄だからやってもらうのか、道営であれば事業主体、道になりますし、ということで、今の時点では本町がやらなきゃならないという考え方でつないでいくという意味です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。工事全てに対して全員協議会で説明を受けておりますので了解はしているんですけど、ただ1点、先ほど副町長から説明ありました。工期的に台風シーズン、その前までに終わらせたいというお話でしたけど、現実に13号の動き、状態も、今回は北海道をかすめる程度になるんでないかという予測ですけどもね、昨年9月、15号は9月に、あれは北海道まで来ませんでしたけれども、同じように関東近辺、最近ではやっぱり非常に、ちょっと天候を読むというのは難しいですけども、通常、護岸関係は渇水期、当然、冬期間の渇水期ですか、にやるのが常識的な部分ありますけれどもね、これにどうしてもここまで急ぐという部分での、急ぐといたらあれですけども、やっぱり収穫期前の大事な農作業地も含める場所ですので、そういう部分での処置をするというのはあるんですけど、リスクと合わせると、ちょっと全面的に一時的な処置だとしても、説明を受けた、こう4枚ぐらい写真の説明を受けましたけども、やはり一番最初に出てた部分の落差工でしたか、あの部分の箇所に関しては完全に河床までブロックも流さ

れているし、少しの水でも危険な部分かなというふうな気はするんですけども、その他の部分に対しては、ある意味で、どうせ投げちゃうお金と言ったら失礼ですけどね、根本的に解消しなきゃならないんだけれども、一時的にしのごににしても、私はまだちょっと時期が、9月までに竣工という形だとしても危うい、第二被害、第二次災害的に受ける可能性が期間的にちょっとあるんじゃないかなという気がするものですから、一番目に見せられた部分は少しの水でも危ないというふうに思いますんで、あれに対しては理解するんですけども、全面でって今回話でしたので、16か所ですか、の部分は簡易措置で蛇籠等だと思うんですけども、やるということでしたけど、ちょっと時期的なものをその同じ工事の中でも考えるべきじゃないかなと思ったり、そこにどうしても急いでやっちゃうという判断、急遽されたという判断、もう1回、しつこいですけど、確認させていただきたいと思うんですけども。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、堤議員の方から時期的に、工事の時期的にどうかというようなご質問だと思うんですけども、最初の、この間、全員協議会でお示ししました写真の一番最初の落差工の部分、これは堤議員も今、ご理解をいただいた部分なんですけども、その上流側ですね、増子橋の上流側になりますけども、写真でもお示ししましたが、道路側の法面が崩れているという部分がございます。あそこに関しましては、今後の雨によりまして河川が増水しなくてもですね、雨によって道路側からの流水とかで崩れる可能性も出てくるということもございますので、逆に言えば河川の被害よりも道路の被害もあるという可能性もありますので、なるべく早く行いたいと。それから他の場所につきましても、やはりこのままにしておきますと多少の雨でもブロックより上昇しますと段々水位も上昇してブロックの裏に今度また水が入って、せっかく今ブロックが納まっててもブロックがまた洗い出されてしまうという可能性もございます。そういった中でどうしても堤議員の心配のとおり、これからの雨でのリスクというのがありますけれども、やはり町としましては、少しでも早く、まずは復旧をさせていただいて、今後の雨の状況ちょっとわかりませんが、そういう部分もありまして、今回一度にですね、復旧をさせていただきたいという考えのもと、現在、設計等を進めているというところでございましてご理解を願いたいと思います。

また付け加えますけども、畑からの流入の部分もございまして、それもやはり早期にですね、流入の施設等を作りながら、水を集めながら流すというようなことでブロックの裏というんですかね、それをえぐれないようにという方法も必要というふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。紅葉川の単費の補修ということでお聞きしたいんですけど、これ非常に14か所の機能アップ工事を含むということも明記されております。この中でですね、災害復旧は基本的に原状復帰というのが原則ですけども、今回のこの1千万円を使うことによってですね、機能がアップするという項目がね、何項目あって、どのような機能を向上させるのかと。またいろいろな水害と災害、台風等含めてあります。そのところを確認しながらですね、次の災害に備えて、また町長言われるように道とか国

にまたあらためて要請もしていかなきゃならないという意味では、今回のやるですね、機能アップについて、ちょっと細かい説明をお願いしたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま紅葉川の機能アップ部分について、どのような工法で、部分でやるのかというようなご質問かと思えますけども、機能アップ工法につきましては、開発、北海道開発局のですね、アドバイスもいただきながらですね、検討して今回させていただきますけども、1点目につきましては、今、堤議員からありましたように落差工の直下の部分、かなりやられています。その部分については、連結ブロックの重量を重たくですね、するということで、現在1㎡210kg部分についてを340kgにしてですね、水圧のめくれを抑えるということで検討をしております。

また連結ブロックとですね、落差工が縁切りと言いますか、独立しておりますので、そこをですね、鉄筋で連結してですね、一体化させるというような工法をとる予定となっております。

それからもう一つはですね、道路の部分ありますけども、町道に接近している箇所につきましては、今後ですね、洗掘が進み、法面崩壊により通行止め等、第3へ危険が増すことがないようにですね、かごマット工によりですね、法面を保護するのと、他の流入口といいますか、農地から来る側の水によってですね、河川部分本体で水が増水してですね、ブロックの裏に回るということでございますので、その部分もですね、かごマット工によってですね、裏に回らないようにですね、工法を考えているところでございます。

またもう1点、法面保護の張芝でございますけども、部分的にちょっと林地といいますか木の生えている部分もありまして、日照不足によってですね、そこがなかなか生えが悪くて法面保護が活着しないといいますか、そういう部分については植生土のうに整備させてもらって法面保護をしてですね、はじめから少々、水害を受けないといいますか、当たっても大丈夫な、そんな工法で今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。先日の全員協議会および今日の説明、質問、説明を聞いて行政の対応については今できる最大限の手当をやるという点で非常に理解ができると思います。今、傷が開いている状態だと思うんですね、けがしている。人間で言えばけがしている状態、その傷の手当を放置するとそこからまたばい菌が入って状態が悪化するということでもあります。その対応をする。それと従来の災害復旧は原状回復ですね、原状回復の限界があると。そこで機能アップをして単費を使ってでも災害の拡大を防ぐ。これはもう的を得ているということで非常に理解ができます。ただすごく我々が心配したり期待をしているのは、副町長の説明でもありましたように、今後全面的に町としては改修を願うというか、目指す、国営なのか道営なのかは別としてですね、その方向性は見えましたけど、説明もあるし、今日も説明ありましたけども、その何て言うんでしょう、可能性も含めてですね、今日お見えになる人と現状を見てもらうということも含めて、これから町がどのような期限というか、言葉わかりませんが、スパンでどのようなことを鋭意目指していくのかをもう一度、議事録に残す意味も含めて、思いの丈を聞か

せてください。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 極めて本質的な質問をいただきました。ご存じのとおり、この紅葉川は、毎回災害復旧で傷跡を残している訳です。原状復旧というのは、元に戻すというスタンスですから、これではもう全然解決にならないと。抜本的な、落差工もさることながら柵の広さ深さも含めて上流部分から本格的な工事をしていかなきゃならないというのは私自身の考え方です。ですから国が原状復旧にとどめているうちは税金の無駄使いだという言い方もしてきましたので、今日はどの程度の話を持ってくるかはわかりませんが、やっぱり国営で上流から下流に向けて抜本的な解決をしないと、これは何回やっても同じことを繰り返すということになりますから、こういう今、山田議員からご指摘のあったことも含めて、本質的な解決はいかにあるべきかということをもさらに国に求めていきたいと。私は国の事業でやるべきだというふうに思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。今、町長が答えられた紅葉川が再度、何回もこう災害を受けているということなんで、また、今日、支庁から災害現場を見てくれるということなんですが、最短でやっぱり2、3年、国営でやる場合かかるという話ですが、こういうときこそやっぱり管内から出ている国会議員に陳情してお願いして、やっぱり現場を見てもらって対応すべきというふうに考えますが、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 須河議員は自由民主党の支部長さんでございますから、私と国、道議会議員、それから国会議員のやりとりはよくご存じだと思いますけど、少なからず今年の自由民主党の政調会においては、道議会議員全員の出席と武部国会議員の出席のもと、紅葉川の上流から下流に向けての平面、立面含めて、図示をしながら、これいかに今までこういうことが起きてきたのかということの説明をさせていただいています。これは根本的な解決をしていかなきゃならないということを含めて、私は政治的な力も含めてですね、ご理解いただきたいということは、もう代議士も道議も十分知っている状況でございます。ちょっと方向はずれているんですけども、高橋道議につきましては大変町内の河川の状況というの大変詳しく知っておられてですね、今回もオホーツク総合振興局の副局長が昨日ですね、例えばオシマ川ですね、これも泥がかなり堆積してきていると。この泥さらいも含めてですね、かなりの部分を今回の3定といいたいでしょうか、9月議会で補正をして何とか実現したいということをおっしゃったので、これらも含めてですね、紅葉川にとどまらず河川の道河川含めたですね、やっぱり北海道の責任、それから国の力も含めて積極的に利用させて、あるいは主張していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。今回被害を受けた14か所の内、昨年も6か所、一昨年、28年には2か所、同様の場所で同じ被害を受けているということですが、昨年

および一昨年の復旧工事は、きちんとなされていたのか、その辺り問題はなかったのか伺います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、再被災といえますか、再被災部分の箇所の施工についてどうかというようなご質問だと思いますけども、平成29年度ということで、今年の6月までにやったところは2か所、それと昨年ですね、終わっている、昨年ということで、30年3月までに終わった箇所でも2か所ということですので、直近の部分で被災を受けているということになっております。それで主にですね、今回やられたのは連結ブロック部分と張芝延長部分ですけども、主に張芝部分の法面部分が被災を受けておまして、そこにつきましては、なかなか張芝をしたばかりというようなこともありまして、根がですね、完全についていないということもありまして、非常にちょっと被災を受けやすい状況だということですけども、ただ施工上ですね、施工仕様に従ってですね、工事の方についてはきちんとされているということをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。今、今回の機能アップの項目を先ほど伺いましたけども、これ連結ブロックとか導入工、法面工法とかといういろいろな機能アップが出てきましたけども、これ今回の紅葉川の復旧行為とは多少違うとは思んですけども、この今の機能アップの部分というのは他の箇所でもかなり発生している状況なんですよ、それを今、機能アップという名前で出てくるのはちょっと不思議だったんですけども、普通の小河川においてもですね、初期の段階で手直しすれば大きな工事費かからなくてですね、補修できるんですけど、今いろいろな町内の細かいところでそれが補われていないというのが現状だと思うんですよ、この部分についてですね、建設課として、どのような考え方でいるのか。それからまた財政措置としてですね、こういうところをこの大型のこの補修、単費を使った事業まで持っていくまでですね、なかなか手がつけられないのか。その辺はどういう考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま機能アップ部分についてですね、現状の中でも維持管理の中で多分やっていけば、そこまでならないんじゃないのかということのご質問かと思えますけども、基本的に維持の部分については随時ですね、毎年の予算の中で整理をさせていただいておりますけども、100%といいますかね、全てという部分ではなかなかできていないのが現実でございまして、随時要望等も含めましてですね、順次整備をさせていただいているというところでございます。今回の部分につきましても基本的に災害云々ということで補助対象の補助災ということで原型復旧を基本として実施してきております。また査定においてはですね、連続してやられているということで一定程度のですね、法面の部分をかご等で整備をさせてもらっているという部分的なものもありますけども、一般的には現況復旧ということでさせていただいております。そういうことですね、それ以上については一般の予算で手出しをしてやっていかなきゃいけないということもございまして、今回あらためてですね、何度も被災されているということで、通常の復旧プラス機能アップ部分をしましてですね、当面、再改修が入るまでのつなぎとしてですね、

またできるだけ被災の軽減、減災に向けてですね、していく予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 反対討論です。

このやり方では無駄になるから、土のうでもしっかり積んで、そして雨に対応できる状態を作つてということであれば1千万円かけてもいいけれども、そこに工事をして雨くるのを待つようなことではなくて、土のうでも何でもきちんと入れて敷設して、そして次に国と道のどっちがどういうふうにやってくれるかは知らないけども、きちんとしたことをやらないのであれば反対します。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） やはりこの紅葉川については、現況復帰ということで毎年かなりの金額をかけて補修してきている訳でございます。それとともにですね、先ほど町長が説明したように国と道に抜本的な改良も要請している訳でございます。その中でやはり今、現状の紅葉川ではですね、やはり畑の中、農作物まで水が上がる。それから用水路があふれて街まで流れていくというような非常に危険な状態でありますので、やはり非常に単費ということで考えも重いんですけども、やはりこういう治水対策をしっかりとやっていただきたいということで賛成いたします。

○議長（上原豊茂君） ほか、反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 賛成討論ございませんか。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。賛成討論を手短にしたいと思います。

単費、単費って心配されますけども、むしろ災害復旧の現状の限界を超えるためにポイント的に早急に単費を投入してでも事業をするというのは、もうこれ当然なことでありませぬ。傷口を放置して病気やけがが拡大することだけはもう避けなきゃなりませんので積極的に賛成したいと思います。

○議長（上原豊茂君） それでは、反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 賛成討論ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。先ほど質問の中で時期的な問題も言いましたけども、それも含めて緊急を要するというご判断をされたということ、ならびに先ほどかご等の、かごって蛇籠、ふとん籠、それから敷設等も言いましたけども、そういう形で簡便な

方法けれども、それを主として行くと。川村議員おっしゃっていましたが、おっしゃったことに反対する訳ではないんですけれども、そういうのをされるといふ、簡易な工法、もしくは、あと説明で受けた経費的な問題ですとか、軽傷を図るといふことで、町としての住民に対する安全確保のために最優先という状況を取られていると判断されたといふことに対しては、逆に敬意を表しますので、何とせよ、あと合わせて、先ほどから出てます国、道への根本的にこの川を見直すといふことを努力されているといふこと、といふふうに確認できましたので、ぜひともこの工事、順調に災害を受けることのないように進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） ほか、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第9号

○議長（上原豊茂君） 日程第5、報告第9号 専決処分の報告についてを議題といたします。

議案書8ページです。提出者からの報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 報告第9号の提案説明を申し上げます。議案書8ページをお開きください。

報告第9号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決を経た契約の軽微な変更について、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次ページの専決処分書をご覧ください。

本契約に係る工事名は、紅葉川災害復旧工事であり、契約の相手方につきましては、丸建工業株式会社 代表取締役 及川孝芳氏であります。

契約金額につきましては、今年の2月議会において議決をいただいた契約金額5,922万7,200円を6,183万円に契約変更したものであります。

概要につきましては、記載のとおりですが、今回の契約変更の要因につきましては、工事完了の結果、連結ブロックの使用数量、仮設道路の延長等、当初設計数量に比べて工事施工数量の増加により、契約金額が260万2,800円増となったものでございます。

以上、報告第9号 議会の議決を経た契約の軽微な変更についての専決処分の報告とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成30年第3回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時29分